

宮崎県は、高速道路等の利用による輸送力の向上とともにモーダルシフトの推進を目的に、本県の港湾を出発地とする国内定期航路(上り便)または本県の貨物駅を出発地とする貨物鉄道を利用するため、指定の高速道路または一般有料道路を利用した際の利用料金を補助致します。

この補助金については、県ト協が補助金交付窓口事務を行うため、補助金交付要綱の制定及び詳細な手続き案内等を作成しました。

申請予定の皆様におかれましては、県ト協ホームページからダウンロードできます。是非、補助金の申請手続きをお願いします。

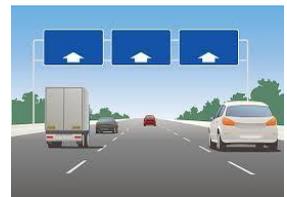
## 事業概要

※事業概要詳細は協会ホームページ掲載の交付要綱をご確認ください。

予 算 額	10,000千円
事業申請期間	令和6年 4月から 7月分 → (申請期限) 令和6年 9月20日迄 令和6年 8月から10月分 → 令和6年11月15日迄 令和6年11月から令和7年1月分 → 令和7年 2月15日迄
補助対象	(1) 県内営業所に配置された事業用車両 (宮崎の緑ナンバーに限る) ※貨物軽車両、霊柩車を除く。  (2) <u>本県の港湾を出発地とする国内定期航路又は本県の貨物駅を出発地とする貨物鉄道を利用するため、「下記指定の対象区間」に掲げる高速道路または一般有料道路を利用した車両。</u>  【指定対象区間】 宮崎自動車道・東九州自動車道・九州自動車道 一ツ葉有料道路・延岡南道路
補助額	補助対象経費の1/2 (千円未満の端数切り捨て) 以内とする。 ただし、県外のICを出発地とする場合における補助対象経費は、1回12,000円を上限とする。利用回数に上限は設けない。

## 申請書類等

- ① 交付申請書兼請求書 (別記様式第1号)
  - ② 納税証明書 (県税に未納がないことの証明)
  - ③ 特別徴収実施確認・開始誓約書 (別記様式第2号)
  - ④ 補助対象車両一覧表 (別記様式第3号)
  - ⑤ 高速道路または一般有料道路の利用状況が確認できる書類 ※利用の有無に応じて提出
  - ⑥ 国内定期航路または貨物鉄道の利用状況が確認できる書類
  - ⑦ 振込口座が分かるものの写し (例:通帳の写し、キャッシュカードの写し)
  - ⑧ 誓約書 (別記様式第4号) 及び領収書(回数券購入時) ※申請方法に応じて提出
- ※一ツ葉有料道路を回数券利用で通行している場合のみ提出 (別記様式第4号)



## 問い合わせ先



未来を走る。  
一般社団法人 宮崎県トラック協会

TEL : 0985-53-6767  
FAX : 0985-53-2285

